

ウクライナ

山場迎える4つの課題

ジェットロ海外調査部欧州ロシア CIS 課 今津 恵保

債務危機からの脱却を目指すウクライナは、目下四つの課題に取り組んでいる。支出削減では、①債権者との債務削減交渉、②ロシア産天然ガスの輸入問題。外貨獲得に関するものとしては、③ EU との包括的自由貿易協定 (DCFTA) の発効を控え、現在の最大輸出相手国であるロシアとの貿易関係を調整すること、そして④停戦協定「ミンスクⅡ」履行を通じ、軍事支出の削減と東部地域での生産・輸出再開への道を開くこと、がある。これら四つのロシアがらみの事案は、2015年末にかけて山場を迎える。

債務削減交渉は成功

まず①の債務削減について。2015年3月、IMFはウクライナに対し、4年間で175億ドルの拡大信用供与 (EFF) の適用を決定した。IMFの想定する支援総額は400億ドル。うち175億ドルをIMFが融資し、153億ドルはウクライナ自身が債権者との交渉による債務再編 (支払い期限延長や元本の削減) を図る。残りは国際社会が支援する。15年8月27日、ウクライナは180億ドルの債務について、元本を20%削減することで債権者団と合意に達し、ひとまずデフォルトの懸念は遠のいた。問題はこの交渉に参加しなかったロシアが、30億ドルのユーロ債の返済を期日どおり15年12月に果たすよう要求していることだ。

次に、②のロシアからの天然ガス輸入に関しては、15年6月の会議で価格で折り合わず、ロシアからのガス供給が停止していた。しかし、EUを交えた9月末の交渉で、ロシアが価格をこれまでの1,000立方メートル当たり247ドルから232ドルまでに引き下げたのを契機に供給が合意された。10月1日~16年3月末までの供給量は、当面20億立方メートルで、5億ドルの輸入代金は国際金融機関などが融資する予定だ。

難航するロシアとの調整

③のEUとのDCFTAに関しては発効を前にロシアとの調整をどう図るかである。ウクライナは14年3月、EUとの包括的関係を深める連合協定の政治部分に、同年6月に同協定の経済部分にも調印したが、その中核をなすのがDCFTAである。当初は14年11月から発効する予定だったが、ロシアが強く反発し、同年9月のEU・ウクライナ・ロシアの3者会議でその発効が16年まで延期された。反発の理由は、DCFTAが発効するとEU製品がウクライナ経由でロシアに大量に流入する懸念があるからだ。

なお、3者はDCFTAについては引き続き議論していくことになったが、EUは既に14年3月からウクライナを対象に関税免除の支援措置を適用しており (表1)、EUは、これによる関税引き下げ効果は年額5億ユーロとしている。ただし、EU市場への輸入急増の場合はセーフガードが発動できるという条件付きだ。一方ロシアも、ウクライナに対しCISの一員として今までどおり無関税を適用している。

EU、ウクライナ、ロシアは、DCFTA関連問題を協議するため、15年5月に閣僚レベルの3者協議を開催。会議では大方の予想に反し、ロシアがDCFTAの条文にも発効時期にも異議を唱えなかったため、16年1月1日から発効することになった。また、ロシアの関心が高い(1)税関業務、(2)技術的障害 (TBT)、(3)

表1 EUのウクライナに対する関税優遇措置の主な内容

工業製品	ウクライナから輸出される工業製品の94.7%の関税を直ちに撤廃。残りの製品 (一部の化学品等) の関税は関税引き下げの対象とする
農産品	ウクライナの農産品輸出の82.2%に対しては直ちに無条件で関税上の特典を付与 (無税)。穀類、豚肉、牛肉、鶏肉、その他一部の産品については、一定の枠内で関税を無税にする
加工食品	ウクライナの加工食品輸出の83.4%に対して直ちに関税上の特典を付与する (無税)。残りについては関税割当制度を適用する

注：当初は14年11月1日までの措置だったが、14年10月に延長が決定
 出所：欧州委員会プレスリリース (14年3月11日付)

表2 EU・ウクライナ・ロシア間の継続的検討事項

税関業務	税関間の協力緊密化や関税情報の集中化に向けた対話を強化し、データ交換、電子照合の改善を図る
	密輸などの諸問題への取り組みを強化する
	ロシアとウクライナが CIS の自由貿易協定を基にした規則の修正を考へる
技術的障害 (TBT)	EU 側は、ロシアとの税関業務の情報対話を強化し、要請に応じて専門家の助言や技術的な支援を行う
	貿易促進のツールとして、技術規則や規格の集中化が重要であるとの認識から作業部会を立ち上げ、規則変更による衝撃を最小限にし、調和の取れた手続きを推進する
衛生・植物検疫 (SPS)	必要に応じ、DCFTA の柔軟性を活用して特別な分野や製品について規則の過渡的適用期間の延長を考へる
衛生・植物検疫 (SPS)	ウクライナ・ロシア間で、植物衛生証明の相互認証に関する新協定を検討する

資料：2015年5月18日付発表の欧州委員会資料を基に作成

衛生・植物検疫 (SPS) という三つのテーマについては、協議を継続することになった (表2)。

ところが、新聞報道などによると、ロシアは後日、EU に3者間の協定案を送ったようである。経済発展省ウリュカエフ大臣は、「3者間の協定が必要。EU の反応はネガティブだが、このまま DCFTA が発効すれば、ウクライナからの輸入に通常の MFN 関税率を適用せざるを得ない。EU と同様に食品禁輸措置の対象にもなる」と述べた。提案内容の要点については、同省リハチョフ次官が次のように説明した。「ウクライナ経由で EU 製品が低価格で流入するのを防ぐため、特定商品群に関税割当を設定し、割当超過分には MFN 関税率を適用する。これなら割当の上限は近年の実績を考慮して決める。WTO のルールにも抵触しない」(15年8月24日付タス通信)。

実は、ロシアは DCFTA が発効した場合の対抗措置となる法律を既に14年9月19日付で採択している。同協定が発効すれば、ウクライナからの約170品目(食料品、化学品、プラスチック・ゴム製品、繊維製品、鉄鋼製品、機械類、電気機器など)に MNF 関税率を直ちに適用することになる。前述の関税割当対象品目もこの中から選ばれるものと推測される。

14年のウクライナの輸出を見ると、ロシアへの輸出は前年比33.7%減。輸出全体に占める構成比も13年の23.7%から18.2%へ低下している。一方、EU28カ国向け輸出は前年比1.5%の増加だった。16年に DCFTA が発効し、同時にウクライナの対ロシア輸出に MFN 関税が適用された場合、輸出全体が大きく落ち込む懸念がある。DCFTA 発効までに残された時間は少ないが、ロシアの提案に対し EU とウクライナがどのように対応するか注目される。

表3 ウクライナ東部地区停戦合意「ミンスクII」

1	15年2月15日0時をもってドネツク州・ルガンスク州において全面的に停戦する
2	安全地帯を設置するため、相互に紛争地域から重火器を同じ距離だけ撤退させる(50~140キロ)
3	OSCE (欧州安全保障協力機構) による停戦監視
4	ドネツク州とルガンスク州での地方選挙実施に関する対話を開始し、特別な地位を与える領域をウクライナ議会が決議する
5	ドネツク州、ルガンスク州での行為に関する法的責任の免除
6	相互にとらわれている人物全員の釈放・交換
7	人道的支援のアクセス、搬入、貯蔵、配布の安全を保障
8	年金支給や徴税など社会・経済的な関係の回復
9	15年末までに地方選挙とドネツク州・ルガンスク州の指導者と政治的合意を行った後、ウクライナ政府が紛争地帯の国境を管理する
10	外国の武装集団の撤退と、全ての非合法武装集団の武装解除
11	15年末までに地方分権を核心とする憲法改正を行い、ドネツク、ルガンスク両州の特別な地位に関する恒久的な法律を採択する
12	地方選挙に関する問題は、ウクライナ、ロシア、OSCE の3者協議会の枠内で、ドネツク州、ルガンスク州の各代表者と協議のうえ合意する。選挙は OSCE の監視下で行う
13	合意事項の履行に向け、作業部会の設立を含め3者協議会の活動を活性化させる

資料：OSCE プレスリリース2015年2月12日付、新聞報道などを基に作成

憲法改正も含まれるミンスクII

年末に山場を迎える事案でウクライナにとって最も重要なのは、④の停戦協定「ミンスクII」の履行である。東部地区に平和をもたらすことは経済的にも、軍事費削減と東部地区での輸出産業の立て直しに結びつき、財政立て直しの前提条件だからだ。

ミンスクIIの内容は武器の撤去ばかりではない。合意された13項目には、東部地区での治安が回復した後の親ロシア派支配地域の地方政府に対する自治権付与や、そのための憲法改正も含まれており(表3の項目4、9、11を参照)、ウクライナ政府側に重い課題を課す内容となっている。

15年5月6日には、停戦合意事項を履行するための閣僚会議の下に、実務を担当する四つの作業部会が形成された。具体的には、①政治問題、②安全保障問題(武器の撤去)、③経済・復興問題、④人道問題(捕虜交換、難民、人道支援)である。東部での武力衝突は、その後も散発的に起こっているが、各部会の会議は、ほぼ毎月ミンスクで開催されている。ウクライナ政府はミンスクII協定履行のタイムリミットに向け、憲法改正などの手続きなどを進めているが、ドネツク州とルガンスク州の各代表は、政府との直接対話による協議を求めている。

